裁判官 認印	（印）

第１号様式（口頭弁論調書　準備的口頭弁論調書単独用）

第　１　回　口　頭　弁　論　（□準備的）　調　書

事件の表示	令和７年（ハ）第９７５号
期日	令和８年１月１３日午前１０時３０分
場所及び公開の有無等	神奈川簡易裁判所民事法廷で公開
裁判官	小　野　　昭
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	原　　告　[redacted] 被告代理人　[redacted]
指定期日	令和８年２月２４日午後１時１０分（判決言渡し）

弁　論　の　要　領　等

原告

1　訴状陳述

2　【答弁書（令和７年１２月２９日付）への指摘）】と題する書面陳述

3　答弁書添付の時系列による一覧表に関し、原告が関与している部分の事実は認める。

4　原告は、被告に対し、配本申請はしていない。

5　原告が被告に対しリポート課題を一度も提出できなかったのは、被告のサイトにログインできなかったからである。

6　上記第２項の書面中、第４項にある「納入不可や受講できなかった事

（注）１　該当する事項の□にレを付する。
　　２　「弁論の要領等」の記載の末尾に，裁判所書記官が記名押印する。

情」とは、原告が経済的な事情により、被告に対する費用の振込みができなかったことによる。また、原告のＩＤとパスワードがないので、何もできなかった。

７　答弁書４頁(7)に関し、令和７年１１月６日付けの内容証明郵便は受取っていない。

８　甲第２号証は、原告が被告に送付した内容証明郵便に対する回答ではない。

９　甲第４号証の３枚目、４枚目は、被告通信教育部の部長に対し、本件請求の再検討を依頼したものである。

被告

答弁書陳述

証拠

１　甲１～８の３（全て写）

２　乙１～３（全て原本）

当事者双方

他に主張・立証なし

裁判官

弁論終結

裁判所書記官　林　幸　夫　（林）

これは謄本である。
令和　8年　3月19日
神奈川簡易裁判所
裁判所書記官　林　幸　夫